

『「個人情報保護制度」に関するアンケート』の結果等及び今後の対応

令和5年3月

担当課	地域づくり推進部 県民参画協働課
連絡先	0857-26-7752

1 アンケート結果を反映した事業の状況

アンケート会員の皆様からいただいた御意見を参考に、以下のとおり対応しました(一部対応予定のものを含みます)。

(1) 鳥取県個人情報保護条例の全部改正(令和4年12月26日公布、令和5年4月1日施行)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)においては、個人情報の対象外とされる死者に関する情報について、自身が亡くなった後も適切に取り扱ってほしいとする意見が回答者の約85%と、多数を占めました。

これを受け、令和5年4月1日施行の鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号。以下「条例」という。)において、死者に関する情報の取扱いを、生存する個人に関する情報の取扱いに係る法の規定の例によとしたことで、従来どおり、保有の制限、不公正利用の禁止、適正取得、利用及び提供の制限、安全管理措置等が図られるようにしました。

(2) 個人情報の管理体制の強化

ア 個人情報の漏えいに関する事故について懸念する御意見を複数いただいたことから、県内部においても、制度所管課から通知を発出するなど、注意喚起を行いました。

イ 職員の教育についての御意見を複数いただいたこと、また、令和5年4月から、新しい個人情報保護制度が導入されることから、職員へ制度の周知を図り、より一層適切な個人情報の保護に努めます。

ウ 業務の委託先からの個人情報の漏えいを懸念する御意見を複数いただきました。

従来から、委託先に個人情報の適正な取扱いを徹底させるため、必要な指導・監督を行ってきたところですが、委託先における作業の実施体制や個人情報の管理の状況についての検査を行うなど、今後より一層取組を強化する予定です。

2 記述意見に対する対応方針

<設問>

【問 4(自由記載部分)】本県が個人情報保護を推進していくに当たって、どのような施策が必要だと考えますか。

主な意見	対応方針
<p>個人情報保護法違反の行為について、警察などに訴えやすくなるよう、県民に寄り添っていただくこと。</p>	<p>条例第6条第3項に、「県は個人情報の取扱いに関し事業者と県民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする」との規定を置きました。これにより、県が関係機関につなげるなど必要な措置を講じなければならないこととなり、今までより一層県民に寄り添った対応が求められることとなります。</p>
<p>職員の教育</p>	<p>これまでも個人情報の取扱いについて、職員研修等を行ってきたところです。令和5年度から、新しい枠組みでの個人情報保護制度が始まることから、職員への制度周知、研修等を行うことにより、より一層適切な個人情報の保護を推進します。</p>

<設問>

【問 13】個人情報について、あなたが日頃感じておられることや疑問に思われていること、県に求めることなどがありましたら、ご意見を自由にご記入ください。

主な意見	対応方針
<p>条例の名前が、体を表すものとなっていない。名称をよく検討してほしい。</p>	<p>「鳥取県個人情報保護条例」は県が保有する個人情報の取扱い全般を定める条例ですので、名称は適切なものと考えております。</p>
<p>電子化を無視して利用しないという選択肢がなくなっている時代にあって、自分自身も高齢になってきているのでフィッシング詐欺などに引っかかってしまいそうで、不安に感じる事が頻繁にある。こうしたことの対処や相談の場所などの充実を図っていく事を先手先手で施策を講じて欲しい。</p>	<p>条例第6条第3項に、「県は個人情報の取扱いに関し事業者と県民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする」との規定を置きました。これにより、県が関係機関につなげるなど必要な措置を講じなければならないこととなり、今までより一層県民に寄り添った対応が求められることとなります。</p>

<p>データのやり取りなどで漏えいする事案が発生しているが、委託業者がPCを紛失するなど人的ミスを徹底して防いで欲しい。</p>	
<p>民間へ委託した時に徹底されていない例を度々聞くので、それが不安。外部に持ち出したり、コピーしたりできないようにするか、不正利用した人はわかるようなシステムになってなければ民間委託してほしくない。</p>	
<p>他の自治体において請負業者が個人情報を保存したUSBを紛失したケースがあり、自治体や企業における個人情報の取扱いについて、大変不安に感じた。鳥取県として関係企業との連携をしっかりと頂きたい。また、県内企業に対して個人情報保護の取り組みを推進するよう、積極的に働きかけを行って頂きたい。</p>	<p>従来から、委託先に個人情報の適正な取扱いを徹底させるため、必要な指導・監督を行ってきたところですが、他県での事故事案等も受け、委託先における作業の実施体制や個人情報の管理の状況についての検査を行うなど、今後より一層取組を強化する予定です。</p>
<p>自治体窓口の職員を民間に委託されているのを見ると不安に感じることもある。情報を取り扱う立場に見えるので、自治体の職員の方で運営してほしい。また、民間に委託する際は抜け穴ができてしまわないよう相互にルールを定期的に確認するなどし、委託しっぱなしにならないようにすると良いと思う。</p>	
<p>個人情報の漏洩に関する事故が後を絶たず、情報管理を徹底して欲しい。</p>	<p>個人情報の漏えい事案が繰り返し発生し、県民の皆様にご心配をおかけしており、大変申し訳ありません。県としても、個人情報保護に関する研修、業務適正化(内部統制)における各所属での自己点検、近年流出事故が発生した所属等への実地検査、ヒアリング等を行い、不適切な取扱いとならないよう努めているところです。引き続きこの取組を徹底して参ります。</p>
<p>いろんな機会に情報提供して頂くことが重要である。今の県政だよりとか広告塔などの活用、チラシ、新聞、講演会などどんどん活用して頂きたい。</p>	<p>県ホームページ、チラシ、出前説明会等の活用により、個人情報保護制度の周知を図る予定にしております。</p>

生前守られてきた情報が亡くなったからと言って公開、漏えいされても良いとは思えない、人に知られたくないことが死んだ途端、公開漏えいなどが許されるようになればその家族たちにいろいろなリスクが出てくるのではないか。

法においては、個人情報の対象外とされる死者に関する情報について、条例において、生存する個人に関する情報の取扱いに係る法の規定の例によつたこと、従来どおり、保有の制限、不適正利用の禁止、適正取得、利用及び提供の制限、安全管理措置等が図られるようにしました。